

第4回宇都宮市自治基本条例を考える会議（概要）

■ 日時

平成18年8月31日（木）

■ 会場

宇都宮市役所 14大会議室

■ 出席者

- ・ 委員 井上委員，藤本委員，増井委員，添田委員，築委員，浅野委員，梅林委員，片岡委員，川嶋委員，郡司委員，小針委員，酒井委員，高山委員，船津委員，本田委員，阿久津委員，大矢委員，川又委員，佐藤委員，陣内委員，砂長委員，寺崎委員，中島委員，松本委員，山野井委員，金沢委員，半貫委員，熊本委員，大竹委員，福田委員，中山勝二委員，五井渕委員，高井委員，横松委員，手塚委員，砂川委員，柴田委員（委員名簿順）
- ・ 事務局 行政経営部次長，行政経営課行政改革担当主幹，行政経営課行政経営システムグループ係長，法制グループ係長，事務局職員

■ 会議経過

1 開会

2 報告

(1) 第3回会議のまとめについて

事務局より以下の報告

ア 良い会議・悪い会議（資料1）

- ・ 第3回会議のワークショップで出された意見を，資料1の2・3頁目に，「良い会議（KJ法によるまとめ）」・「悪い会議（KJ法によるまとめ）」としてまとめた。
- ・ これらを更に，資料1の1頁目「良い会議にするために」として整理した。

イ 市民主体のまちづくりをさらに進めるためには（資料2）

- ・ 第3回会議で出された各ワーキンググループの意見を，資料2の2頁目から5頁までにまとめた。
- ・ これらを更に，資料2の1頁目「全体のまとめ」として整理した。市民や自治会がどうあるべきかという「自治の主体のあり方」，市民主体のまちづくりを進めるためにどのような行動や制度があるべきかという「協働のあり方」，そして「その他」の3つに大きく分けることができた。

- ・ 「自治の主体のあり方」については、市民がどうあるべきかに関する意見が最も多かった。
- ・ 「協働のあり方」については、「情報の共有」、「参加・参画」、「人材・しかけづくり」というキーワードでまとめることができた。
- ・ 今後の議論の参考にして頂きたい。

3 ワークショップ

- ・ 自治基本条例の必要性、意義について、KJ法を用いて各グループで意見交換
- ・ 各グループ毎に、まとめた結果を発表

各グループからの発表（要旨）

○ Aグループ

- ・ 出された意見を、「ノーから始まる自治基本条例」、「過程・議論が大切」、「このようなものにしたい」、「情報」、「行政」、「地域」、「企業」に分類した。
- ・ 「ノーから始まる自治基本条例」、自治基本条例は要らないのではないかと、いうところから議論が始まった。「資料をつぶさに読んだ結果、どれもありきたりであり、ただ美辞麗句を書き連ねるだけのことで、本当に私たちが変われるのか。」という趣旨の意見であり、その後議論が盛り上がった。
- ・ 「そのようなありきたりなことを話す過程、そして議論すること自体がとても大切なのだ。」という意見や、「もっと泥臭い生々しいもの、心に響くようなものがあれば、自治基本条例はあった方がいい。」というような意見が出された。とにかく自治基本条例について、みんなで話し合うこと、そしてこういう話し合いをみんなに知って頂くこと、さらに人を巻き込んで話しあって、要するに気持ちをつくっていくということがとても大切なのではないかとということになった。
- ・ その後、「過程が大切だ。しかし、なぜ自治基本条例をつくっていくのか。」というところに議論が移った。今まで行政にお任せしてやってきたようなことが、時代の流れで立ち行かなくなっていることから、市民自治に関する市民の意識をつくらなければいけない。その意識改革のために、自治基本条例は必要だということになった。そのような中、市民の参画意識が大切だという意見、生き生きと参画できなければだめだという意見、日本に住んでいる外国の人も仲よく参画できるようなことがあったらいいという意見等が出された。
- ・ 市民の意識改革に対して、行政自身も意識を改革しなければならない。また、市民の意識改革と行政の意識改革をつなぐものとして、真ん中に協働というものがあるのではないかと。市民と行政のかかわり方をお互いに共有することが大切である。そのためにも自治基本条例が必要なのではないかという意見があった。
- ・ 地域に関しては、コミュニティ活動や、地域でできるボランティア、更に自治会に頼りきりの地域活動では限界があるということから、自治会のあり方に関心を寄

せていきたいという意見があった。

- ・ 企業の責任もよく考えていきたい。
- ・ 最終的には、「泥臭い、私たち宇都宮市民の心情に合ったようなもの」、「これからよりよいまちにしていくための戦力となるようなもの」、「参加の仕組みがもっと明確につくられているようなもの」、「前例にないようなもの」をつくりたいということになった。
- ・ Aグループが一番良かったのは、自治基本条例はなくてもいいのではないかと、否定から始まったこと。ここが本質であると思う。多分、自治基本条例はなくてもいいと感じた人は数多くいるはず。しかし今後、これが本当に必要だというのがだんだんわかってくる。一番肝心なのは議論の過程と、私たち市民が参加する、行政に参加していくという意識の変化である。例えば夕張市の例を挙げて、行政の結果責任というのはどこでどのように明確になるのか、そのようなこともこの条例の中で謳えるのではないかと、という意見もあった。

○ Bグループ

- ・ 出された意見を、「市民が行政に期待すること」、「行政が市民に期待すること」、「役割分担のルールづくり」、「まちづくりのルール」、「市民の意識の高揚」、「自治会」、「地域以外の団体活動」に分類した。
- ・ 結論から言うと、やはり自治基本条例はとても必要なものであるということになった。まず、まちづくりの方針や指針等はいくつもあると思うが、そういうものをつくる際に、やはり何か明確なものが必要ではないか。そのために、自治基本条例は有効であるという意見が出された。
- ・ そのまちづくりに関して、具体的にどのような担い手が考えられるのかという話になると、A班の発表にもあった自治会と、地域以外の活動団体、例えばボランティアやNPO等と、この二つに大きく分けられると感じている。
- ・ その自治会に関しては、公の法人化の可能性も今後探っていくことが必要なのではないかという意見があった。
- ・ 地域団体である自治会がどういうことをやるのかとか、地域以外の活動団体であるボランティアやNPOがどういうことをやるのかといったときに、それらの役割分担をするためのルールづくりが必要になってくるのではないかと。いろいろな意味での協働、かわり方が考えられるが、それらの一つの指針とするためにも、役割分担のルールづくりが必要である。そのルールとなるものが自治基本条例ではないか。
- ・ 役割分担のルールが絵にかいた餅にならないように、市民の意識の高揚を図ることも必要であり、そのためにも自治基本条例は必要だということで意見が一致した。
- ・ 「行政が市民に期待すること」、「市民が行政に期待すること」、この2つを私たちは忘れてはならない。期待されながら、また期待しながら役割分担のルールづくり

をしていきたい。

○ Cグループ

- ・ 出された意見を、「人権など」、「人づくり」、「市民（役割と協働，まちづくり）」、「企業」、「行政」、「情報」、「議会」に分類した。
- ・ なぜ自治基本条例が必要かを話し合ってみた。まず，この時代，地方分権が進められていて，私たちの懐かしい，美しい宇都宮が時代に乗り遅れないようにしたいということから，是非ともこの条例を考えてつくっていくことが大事なのだという意見が出された。
- ・ 市民は，行政は，企業は，地域はという切り口から，原点に戻って，素直に，そしてまじめにみんなで考えを出し合ってまとめた。
- ・ 市民は推進の母体であるということで特別に上の方に掲げた。いつも市民がベースになっていたが，逆に，行政がバックアップするという趣旨である。企業もまちづくりをバックアップし，しかも，市民と行政，市民と企業の関係は双方向である。まちづくりに当たって役割分担と協働の中，力を発揮していくという趣旨で，市民，行政，企業というグループを構成した。
- ・ 人権の問題もとても深く考え，個人の人権だけではなくて，外国籍の人たちのことも視野に入れた意見もあった。
- ・ 人づくり，情報の共有も，まちづくりをしていく上で大切な要素であると捉えている。

○ Dグループ

- ・ 出された意見を、「意識の改革」、「目指す自治」、「住んで良かった宇都宮」、「市民の協働」、「行政は」、「企業」、「情報」に分類した。
- ・ 自治基本条例の必要性を議論していく過程の中で，どのような形の枠組みでまとめたらいのかという議論になり，最終的にこのような図になった。
- ・ 図の中央になるが，自治基本条例をつくるプロセスの中で，「住んでよかった，住んでみたい宇都宮」というイメージがはっきりわくようにしようと考えた。このような「住んでよかった，住んでみたい宇都宮」というキャッチフレーズのもと，大事になってくるのは，私たち市民の意識がどうあるべきかということと，行政のあり方である。
- ・ また，市民と行政の協働の仕方が重要になってくるだろう。さらには，企業のかかわり方も重要になってくる。
- ・ 「住んでよかった，住んでみたい宇都宮」をつくることによって，結果的にこの宇都宮市の自治の目指す自治というのがはっきりしてくるだろうと考える。あくまでも自治基本条例というのはそのようなプロセスの中で生まれてくるものであるとの位置付けをした。
- ・ 「住んでよかった，住んでみたい宇都宮」ということに関しては，「宇都宮らしさ

を表現する、具現化する。」という意見や、地方、地域が互いに競争する世界であるからこそ、「宇都宮市という自治体が強くなってはならない。」という意見があった。そのために、宇都宮らしさをつくり出すことが重要ではないかと考える。

- ・ 私たちは自分の権利は主張するが、これに対応するように責務、義務があることもはっきりさせようという意味の意識改革が非常に重要である。そういう意識改革をすることで、宇都宮市民らしい人づくりができるということにもなる。
- ・ 行政に関してであるが、ポイントは、国から地方へ権力が移っていくところ。今、現場主義に基づく効果的な政策が求められている。それは国ではできない。金の使い方についても、自分の金は賢く使うものである。さらに、今までつくられているいろいろな条例や計画も体系化して整理する必要があるだろうという意見があった。
- ・ 市長や議員は選挙で選ばれることから、政策の継続性をどのような形で求めるのかということも、自治基本条例の中で大きなポイントとして検討していく必要があるのではないかと考える。
- ・ 市民協働に関しては、役割と責任を明確にすることが重要である。
- ・ これらのベースとして、情報の公開、情報の共有が重要である。そこではじめてみんなの考える資源が一緒になり、知恵を生み出す議論ができる。
- ・ さらに、企業のかかわり方まで規定していければ、素晴らしい自治基本条例が作り上がるのではないかと意見があった。

4 その他

事務局から資料4に基づき、以下の説明

- ・ アンケートの結果に基づき、会議開催時間帯を、基本的に午後6時から8時とすること。
- ・ 次回日程について

5 閉会